

栃木県新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和5年9月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長・厚生労働省医薬局長通知。以下「国実施要綱」という。）、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和5年9月29日付け厚生労働省発医政0929第5号・厚生労働省発感0929第4号・厚生労働省発医薬0929第81号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）及び栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の強化を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この補助金は、次の国実施要綱3－(3)、(4)、(20)に基づき実施する設備整備事業並びに新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の強化に必要な設備整備事業を対象として予算の範囲内で交付する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業
- (2) 外来対応医療機関設備整備事業
- (3) 外来対応医療機関確保事業

(交付の相手方)

第4条 この補助金の交付の相手方は、別表第1のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、補助事業ごとに次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。

- (1) 別表第2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は別表第3に定めるところによる。

2 別表第3の交付申請書兼請求書は、規則第18条の請求書を兼ねるものとし、第11条の規定にかかわらず、規則第5条の交付の決定により申請の内容のとおり請求があったものとみなす。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(第8条の軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)(以下、「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返還させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、補助事業にかかる収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、補助事業ごとに別記様式第7号を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。

(10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金、お年玉付き郵便

葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

2 前項各号で規定する条件に違反した場合、知事は、この補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(軽微な変更)

第 8 条 前条第 1 項第 1 号における「軽微な変更」とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目の変更、中止又は廃止
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業費の 20% 以上の変更
- (4) 購入価格が単価 30 万円以上の品目及びその数量の変更

(変更の承認)

第 9 条 第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、別表第 4 に定める書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、別表第 5 に定めるところによる。

(補助金の請求)

第 11 条 規則第 19 条の規定により提出する書類は、別表第 6 に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和 3 (2021) 年 8 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 (2022) 年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 (2023) 年 5 月 22 日から施行し、同年 5 月 8 日から適用する。
- 2 この要領の施行前に実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 (2023) 年 11 月 14 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条関係）

1 事業の名称	2 交付の相手方
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等※1、※2
外来対応医療機関設備整備事業	「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく外来対応医療機関※3
外来対応医療機関確保事業	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関

※1 令和2年度、令和3年度、令和4年度若しくは令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関又は令和4年度以前に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績がある医療機関は、別表第2のうち「個人防護具」以外は対象外とする。

※2 令和5年度以前に確保病床を有していた医療機関は、別表第2のうち「個人防護具」及び「病棟単位（区画 単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備」以外は対象外とする。

※3 令和2年度、令和3年度、令和4年度若しくは令和5年4月1日から9月30日までに本事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）による補助を受けた医療機関は、別表第2のうち「個人防護具」以外は対象外とする。

別表第2（第5条関係）

1 事業の名称	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初度設備費 1床当たり 133,000円 ・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円 ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円※ ・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円 	消耗品費、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10

	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円 		
外来対応医療機関設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 医療機関当たり 905,000 円 ・HEPA フィルター付パーテーション 1 台当たり 205,000 円 ・個人防護具 1 人当たり 3,600 円※ ・簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円 ・簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 	使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
外来対応医療機関確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備費 1 医療機関当たり 500,000 円 	需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10

※ 「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に使用するものに限る。

別表第3（第6条関係）

事業の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業	新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1-1	1	1 事業計画書 2 収支予算書 3 所要額調書	別記様式第1-1号 別記様式第2-1号 別記様式第3-1号	1	知事が別に定める日
外来対応医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付申請書又は新型コロナウイルス感染症設備整備事業費	規則の別記様式第1-2又は別記様式第7号	1		別記様式第1-2号 別記様式第2-2号 別記様式第3-2号	1	

	補助金交付申請書兼請求書				
外来対応医療機関確保事業		規則の別記様式第1-3	1		別記様式第1-3号 別記様式第2-3号 別記様式第3-3号

別表第4（第9条関係）

事業の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関等設備整備事業	新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金変更交付申請書	規則の別記様式第1-1 (変更用)	1	1 事業計画書 2 収支予算書 3 所要額調書	別記様式第1-1号 別記様式第2-1号 別記様式第3-1号	1	知事が別に定める日
外来対応医療機関設備整備事業		規則の別記様式第1-2 (変更用)	1		別記様式第1-2号 別記様式第2-2号 別記様式第3-2号	1	
外来対応医療機関確保事業		規則の別記様式第1-3 (変更用)	1		別記様式第1-3号 別記様式第2-3号 別記様式第3-3号	1	

別表第5（第10条関係）

事業の名称	提出すべき実績報告書の名称	様式	部数	実績報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新型コロナウイルス感染症設備整備事業	新型コロナウイルス感染症設備整備事業	規則の別記様式第2-1	1	1 事業報告書 2 収支決算書	別記様式第4-1号	1	知事が別に定める日

染症患者等 入院協力医 療機関等設 備整備事業	費補助金実績 報告書			3 所要額精算 書	別記様式第 5 - 1 号		
					別記様式第 6 - 1 号		
外来対応医 療機関設備 整備事業		規則の別 記様式第 2 - 2	1		別記様式第 4 - 2 号	1	別記様式第 5 - 2 号
					別記様式第 6 - 2 号		
外来対応医 療機関確保 事業		規則の別 記様式第 2 - 3	1	別記様式第 4 - 3 号	1	別記様式第 5 - 3 号	
					別記様式第 6 - 3 号		

別表第 6 (第 1 1 条関係)

提出すべき請求 書の名称	様式	部数	請求書に添付すべ き書類の名称	様式	部数	提出期限
新型コロナウイルス 感染症設備 整備事業費補助 金交付請求書	規則の別記 様式第 4	1	1 交付決定通知 書又は交付確定 通知書の写し	—	1	知事が別に定 める日